

## 解体工事業の新設に伴う入札参加資格の取扱について

### 1 平成31年度以降の解体工事の発注について

平成31年度以降の解体工事の発注については、経過措置として、平成28年6月1日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けている場合は、平成31年5月31日まで解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能ですが、当市においては経過措置を適用せずに、解体工事業の建設業許可のみとします。解体工事を登録していない場合は、平成31・32年度の本登録（平成31年2月受付開始予定）の際に解体工事の登録をしていただくか、平成31年4月1日以降については、市内工事の登録業者であれば、業種の追加は随時可能ですので、その際は業種追加の変更届けを提出する必要があります。なお、解体工事の登録については、解体工事業の建設業許可と解体工事の経営事項審査を受ける必要があります。

	平成29・30年度	平成31年度以降
解体工事の入札に参加するために必要な登録	『解体工事』の入札参加資格または『とび・土工工事業』の入札参加資格（ただし、平成28年6月1日時点で「とび・土工工事業」の建設業許可を受けて解体工事業を営んでいる者に限る。）	『解体工事』の入札参加資格のみ

### 2 解体工事の配置技術者について

本市発注の解体工事に配置できる技術者は以下のとおりとします。

	平成29年度から平成32年度まで	平成33年度から
解体工事の配置技術者	「解体工事業」の技術者または「とび・土工・コンクリート工事業」の技術者（ただし、平成28年6月1日時点で「とび・土工・コンクリート工事業」の技術者としての要件を満たす者に限る。）	「解体工事業」の技術者

#### 【お問い合わせ先】

石巻市総務部管財課契約グループ

電話 0225-95-1111（内線4083、4084、4085）